

平成23年度市民事業等支援制度報告書（中間報告）に係る県民会議委員意見一覧

頁	分類	県民会議委員意見	委員名
6	評価結果概要	6ページの上から6行目『公開プレゼンテーションはやめてほしい』と、助成団体からの意見が記載されているが、理由が書かれていない。理由は？	高橋弘二
7	補助対象事業	水源環境保全・再生地の隣地の地目畑・田の耕作地が不耕作地で荒れ放題の地域が目立ちます、本件は現在、市民事業等支援制度の補助対象事業から除外されています、今後は水源環境保全・再生地の隣地の地目畑・田の不耕作地を整備する事業を市民事業等支援制度の補助対象事業として検討をお願いしたい。整備することによって生物多様性と水源地域の水質改善に効果が生じ、水源環境保全再生に資すると判断いたします。	柳川三郎
7	補助対象事業	①改善課題の最初の○ 「中には、市民事業等・・・・、事業の目的・趣旨に沿わない市民活動が対象事業として一部に展開されている」とあるが、下に書かれた見直し案には、これに対応する改善案が示されていない。 [見直し案] ＜改善課題に上げるのであれば＞ ・応募条件として説明会出席を義務付ける。 ・助成決定時のオリエンテーション出席義務（初年度）と内容の充実 ・「いったん助成が決定した事業に対しても、事業目的・趣旨に合わない活動が明らかになった場合は助成金を減額することがある」ことを明記する。	高橋弘二
7	補助対象事業	①改善課題2番目の○ ・多用→多様	高橋弘二
7	補助対象事業	①改善課題の3番目の○ ・「普及啓発・教育事業」と「調査研究事業」の区分がわかりにくいとあるが、 「啓発・教育」と「調査研究」は明らかに異なるもので、「区分がわかりにくい」とは思わないが・・・・。 ・助成対象事業として扱う上で、「明確に区分する必要」があるのか？ いっしょにしてもいいのでは。 [見直し案] ・「調査研究事業および普及啓発・教育事業」とする。 ・8ページに区分の見直しイメージがあるが、「どこが両者の違いを明確化」したのか？	高橋弘二
7	補助対象事業	③見直し案の2番目の○ 「プロ市民」の表現は適切でない。 該当する市民団体の方々は（少なくとも私は）、あまり気分よくない。	高橋弘二
9	補助金額（補助率及び補助上限額）	定着支援と高度化支援について 申請事業に類する活動を始めて3年以内と、概ね3年以上の継続をしている団体との分類区切りとなって、以前よりも分かり易いと思います。が、対象団体のレベルの見極めをしっかりと望みます。レベルに応じた（判断をよろしく）合致した支援であって欲しいです。	高橋二三代
10	補助期間	自立を促す考え方には異存ありませんが 機械的な補助期間の適用ではなく事業内容に応じて対応する考えも必要ではないでしょうか。 （これは そうした事例が出てきたときに議論するのもよいと思います）	井伊秀博

頁	分類	県民会議委員意見	委員名
11	選考方法	<p>③見直し案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定助成金額以下は、書類選考のみとし、プレゼンテーションは実施しない。 ・「普及啓発・教育事業」および「調査研究事業」は、書類選考のみとし、プレゼンテーションは実施しない。 ・プレゼンテーションの発表基準を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・発表項目 ・パワーポイントの枚数制限 	高橋弘二
13	水源環境保全・再生施策の理解向上	<p>③見直し案：（訂正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2番目の○ 「・・・講習会や説明会を実施することも考えられる」とあるが、「考えられる」ではひとつとどのように聞こえる。→「実施を検討する」 	高橋弘二
13	水源環境保全・再生施策の理解向上	<p>③見直し案：（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成団体に対する環境科学センター（平塚）、自然環境保全センター（七沢）での研修会、講習会の開催あるいは同職員による事業実施現場視察、技術指導 	高橋弘二
－	その他	13ページは長すぎるので簡潔にしたらどうですか。	木平勇吉
－	その他	内容には市民事業専門委員会（委員）の考え方が希薄です。しかし、これは神奈川県の実施要領としてはよく整っています。表紙を工夫したらどうですか。	木平勇吉
－	その他	参考資料は委員会の存在感のなさを如実に示すものです。県民会議委員の一人として情けないです。形式を工夫したらどうですか。	木平勇吉